

# 太陽光発電設備の設置に係る手順のフロー

太陽光発電設備を設置して、発電事業を行う場合は、以下の手順が必要です。

「太陽光発電設備を設置して、発電事業を行おうと考えている。」

対象（次のいずれかに該当するもの）

- 発電設備の出力の合計が50kW以上
- 発電事業区域の面積の合計が500㎡以上

設置しようとする者

太陽光発電事業の事前の相談

市役所

設置しようとする者

事前協議申請

市役所

申請者

地域住民等への説明会

建設予定看板設置

申請者

地域住民等との協議

土地所有者等の同意

申請者

申請者

事前協議終了（通知）

市役所

申請者

設置許可の申請（本申請）

市役所

市役所

事業計画や許可の基準等の審査

設置の許可

市役所

許可者

工事の着手届出

許可者

工事の完了届出

許可者

太陽光発電の開始

許可者

変更の許可申請

許可者

設備標識の設置

許可者

軽微な変更の届出

許可者

定期報告

許可者

太陽光発電事業の廃止の届出

原状復旧

廃止

発電事業